

熊本県公共工事請負契約約款新旧対照表

旧	新
<p>(<u>工程表及び請負代金内訳書</u>)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、発注者が請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>3 工程表<u>及び内訳書</u>は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者(建設業法(<u>昭和24年法律第100号</u>)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>	<p>(<u>請負代金内訳書及び工程表</u>)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u>及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>3 <u>内訳書及び工程表</u>は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p> <p><u>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。</u></p> <p>(1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</u></p> <p>(2) <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>